

環境影響評価手続マニュアル

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

平成13年3月
改訂 平成26年3月
改訂 令和2年11月

目 次

はじめに

1. 環境影響評価の手続の流れ

- (1) 手続の流れ 1
- (2) 各図書の概要 3

2. 各図書に係る手続の方法

- (1) 各図書の知事等への送付手続 4
 - (2) 各図書の公告および縦覧の手続 7
 - (3) 説明会の開催手続 11
 - (4) 各図書について住民等が意見を述べる手続 12
 - (5) 各図書についての意見書の写し等を知事・関連市町長に送付する手続 . 13
 - (6) 各図書についての知事が意見を述べるための手続 14
 - (7) その他の手続 16
-
- 手続フロー①～④ 17
 - 記載例①～⑪ 22
 - 様式例①～⑭ 33
 - 参考資料 47

はじめに

環境影響評価は、事業者自らが事業実施に伴う環境影響を事前に調査、予測、評価することを通じ、環境影響をできる限り回避または低減し、必要に応じ損なわれる環境の価値を代償、および県や関係市町が実施する環境保全施策によって示されている基準や目標の達成に資するための環境保全措置を講じていくための制度です。

このため、事業者が行う手続は、環境影響評価への信頼性を確保するためにも、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40条。以下「条例」。）および滋賀県環境影響評価条例施行規則（平成10年滋賀県規則第75号。以下「規則」。）に基づき、適切に進める必要があります。

また、平成23年の環境影響評価法の改正により、事業計画の立案の段階で環境配慮を可能とする配慮書の手続が制度化されたことを受け、制度の整合性に留意して条例も同様に改正し、同手続が平成26年4月1日から施行となったところです。

このマニュアルは、こうした条例および規則に基づき、事業者の皆さんが環境影響評価を行うに際して経なければならない手続のうち、主要なものを記載しています。

環境影響評価を行おうとする場合には、このマニュアルの記載事項に十分留意いただき、手続に遺漏のないようにしてください。

なお、関係図書の作成方法等環境影響評価に関する技術的な事項については、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号。以下「技術指針」。）等を参照してください。

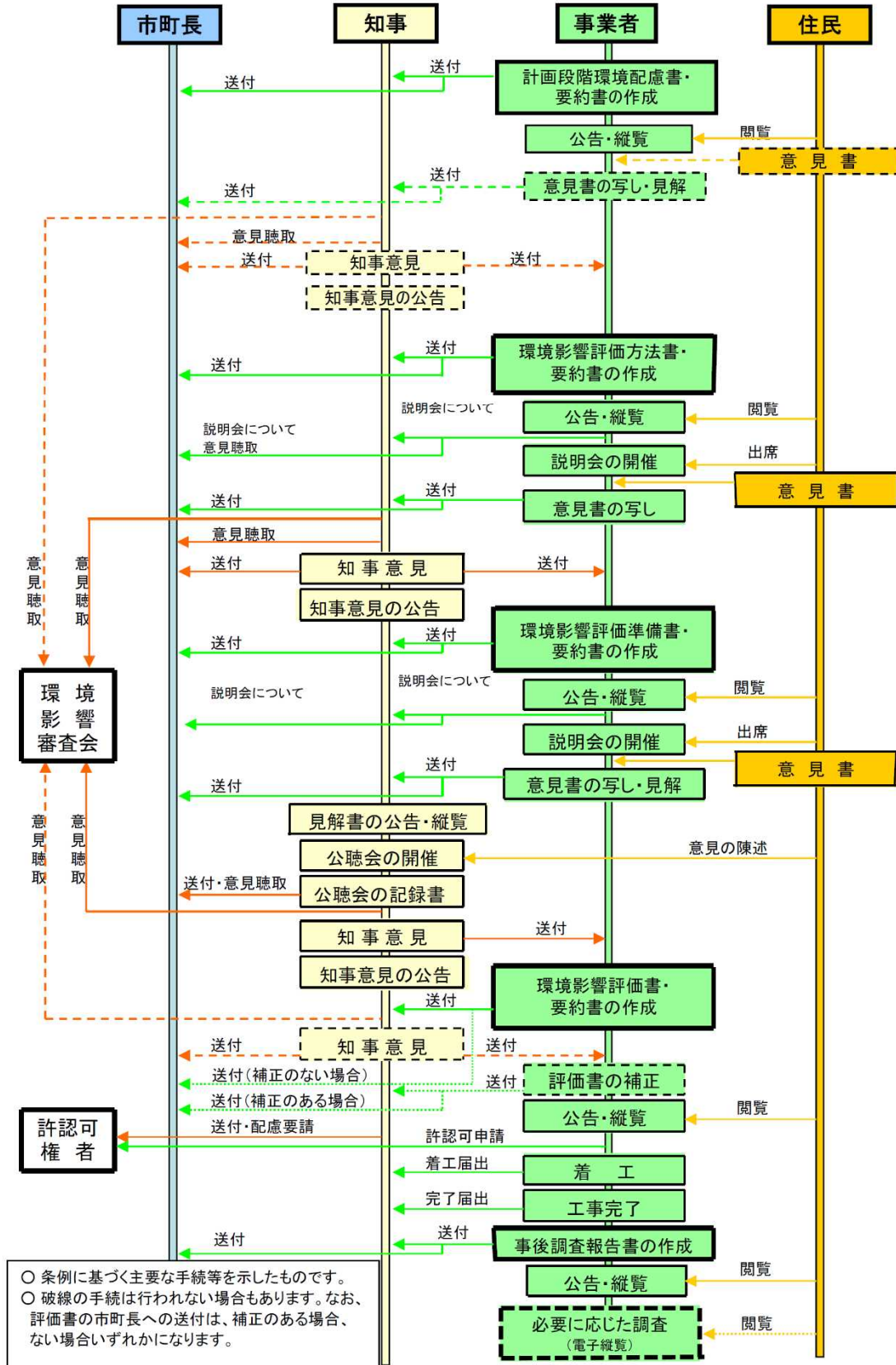
1. 環境影響評価の手続の流れについて

（1）手続の流れ

条例に基づく環境影響評価の手続の全体の流れは、次ページの図のとおりです。

事業実施に伴う環境影響の調査手法の検討や調査の実施、結果等を記載した図書（配慮書、方法書、準備書、評価書など）の作成や公表、住民や関係市町の意見聴取、環境影響評価審査会からの意見聴取や知事意見などの手続で構成されています。

滋賀県環境影響評価条例の手続きの流れ (H26.4～)



(2) 各図書の概要

作成するそれぞれの図書の概要は次のとおりです。

1) 計画段階環境配慮書 (配慮書)

事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましいこととなります。

こうしたことから、方法書の作成前の手続として事業者は、対象事業の位置・規模や施設の構造・配置に係る複数の案の設定や環境の保全のために配慮すべき事項について検討する必要がありますが、その検討の結果について取りまとめたものが配慮書です。

また、事業者は配慮書の手続で収集や整理した情報、結果を方法書以降の手続に最大限に活用できます。

配慮書の手続は、別添手続フロー①のとおりです。

なお、配慮書の作成は平成26年4月1日から義務化され、平成25年度までに方法書を公告・縦覧した事業には適用されません。

2) 環境影響評価方法書 (方法書)

事業の計画案について、予めどのような項目や方法で環境影響評価を行うかを決定する必要があります。方法書の手続は、事業者自らが、環境影響評価の項目や手法等を記載した方法書を作成して、これを広く周知することにより、有益な環境情報を収集して、方法書の記載内容をより適切なものにしていくためのものです。

方法書の手続は、別添手続フロー②のとおりです。

3) 環境影響評価準備書 (準備書)

事業者は、方法書の手続を経て選定した環境影響評価の項目、手法に基づき、環境影響評価を行うこととなりますが、その結果を整理し、環境の保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめたものが準備書です。

準備書は、環境影響評価の結果について意見を聴くための準備として作成されることから、その手続は、配慮書や方法書と同様、記載内容を広く周知することにより、準備書の記載内容をより適切なものにしていくことが主眼となります。

準備書の手続は、別添手続フロー③のとおりです。

4) 環境影響評価書 (評価書)

準備書についての住民意見や知事意見等を踏まえて、事業者が準備書の記載事項を修正して、環境影響評価の結果を確定させていく図書が評価書です。

評価書の手続は、別添手続フロー④のとおりです。

5) 事後調査報告書

評価書の公告が終了した後、事業者または当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には引き継いだ者（以下「事業者等」）は、関係する許認可等の手続を経て対象事業の工事に着手した場合において、予め設定した環境保全措置による効果が不確実であったもの等について調査や講じた内容を当該工事の終了後にとりまとめたものが事後調査報告書です。

事業者等は、この事後調査報告書以外に別途、事業の工事中や事業の供用後にこれらを取りまとめて図書を作成、公表することができます。

なお、平成24年度までに評価書の公告および縦覧を行った事業の事後調査報告書の手続は、平成24年条例改正前の例によります。

2. 各図書に係る手続の方法について

(1) 各図書の知事等への送付手続 (配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書)

事業者は、各図書を作成したときは、知事および関連する市町長に対し、各図書およびこの要約書を送付しなければなりません。

(配慮書：条例第5条の4第1項関係、方法書：同第6条第3項関係、準備書：同第13条第1項関係、評価書：同第19条第3項関係、事後調査報告書：同第32条の2第1項(要約書はありません))

1) 各図書の作成方法

- 配慮書については、技術指針や計画段階配慮手続に係る技術ガイド(平成25年3月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会編)等を参照してください。
※「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省：環境影響評価情報支援ネットワーク)
http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0064_01/guide.pdf
- 方法書などその他の図書については技術指針や技術検討会報告書(環境省環境影響評価情報支援ネットワーク)等を参照してください。
※「検討会(技術検討会等一覧)」(環境省：環境影響評価情報支援ネットワーク)
http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/index.html
- 各図書の送付にあたっては、あらかじめその内容について十分検討のうえ、当課と協議し、送付手続後に手戻りが生じないようにしてください。
- 現地調査の結果等を受けた、希少な動植物の生息に関する情報については、種および場所を特定できないようにすること等の配慮が必要ですので、その掲載方法等については、予め当課と協議してください。
- 協議後の提出部数は、事業内容や図書によって異なる場合がありますので、予め当課に確認してください。
- 配慮書、方法書および準備書については、相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、これらの対象事業について併せて作成することができます。ただし、(2)の公告縦覧手続は、個々の対象事業ごとに行う必要があります。

2) 各図書の作成・送付の時期

- 環境影響評価は、対象事業の実施前に行うものであることから、許認可等を伴う事業の場合は、当該許認可等の手続の前に環境影響評価の手続を行う必要があります。
ただし、関連する当該許認可等について、個別法令所管課の事前指導を受けることは差し支えありません。
- 各図書の作成・送付時期の考え方は概ね次のとおりです。各図書の具体的な送付時期については、予め当課と協議してください。

- ・ **配慮書** ……位置や規模など事業の複数案を検討して設定や比較等し、環境への影響等をとりまとめられた段階

- ・ **方法書** ……配慮書の手続きを経て事業案を絞り、事業が実施されるべき区域において環境影響を行う方法（調査、予測、評価）の検討等が行われ、この結果が図書としてとりまとめられた段階
- ・ **準備書** ……事業者において調査、予測、保全対策の検討等が行われ、この結果が図書としてとりまとめられた段階
- ・ **評価書** ……準備書の手続きを経て必要と認める修正を行い、とりまとめられた段階
- ・ **事後調査報告書** ……評価書の告示を経て対象事業の工事に着手し、評価書で示した事後調査に係る計画に基づく工事中の調査の実施や講じた環境保全措置の効果を確認した上、工事が完了して結果を図書としてとりまとめられた段階

- 準備書については、知事は図書の送付を受けた日から起算して15日以内に、関係地域（対象事業に係る環境影響を受けると認められる地域）について事業者に意見を述べる場合があります。この場合に、事業者が必要と認めるときは、関係地域を修正しなければなりません。その結果、新たに関係地域を管轄する市町が増える場合は、当該市町長にも準備書等を送付しなければなりません。

3) 各図書の送付先

- 各図書の送付先は知事と関連する市町長です。なお、知事（県環境政策課）に送付する場合は、配慮書は**様式例①**を、その他の図書は**様式例②**を参考に作成した送付書を添付してください。
- 関連する市町は、条例の規定により各図書において次のとおり異なります。また、市町は調査地域等のエリアによって複数ある場合があります。
 - ・ **配慮書** ……事業実施想定区域を管轄する市町（想定区域市町）
（事業実施を想定している区域を管轄する市町）
 - ・ **方法書** ……調査地域を管轄する市町（調査区域市町）
（一つの事業案の内容から設定される事業区域を含めた周辺の調査対象地域を管轄する市町）
 - ・ **準備書**、**評価書**、**事後調査報告書**
……対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町（関係地域市町）
（方法書の調査区域市町と同様ですが、現地調査等の結果から変更する場合があります。）
- 評価書については、関係市町長への送付については、知事意見がない旨の通知（(6)の1)を受けてから、若しくは知事意見を書面で述べられた場合の補正等の修正手続（(1)の5)の後となります。（条例第22条1項関係）

4) 準備書を修正して評価書を作成する場合（**評価書**）

事業者は、**準備書**についての知事意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、住民意見に配慮して**準備書**の記載事項に検討を加え、これを修正する必要があると認められるときは、その修正の内容に応じた措置をとらなければなりません。

（条例第19条第1項関係）

- 評価書については、準備書の手続における住民意見や知事意見等を踏まえて準備書の記載

事項の修正を必要に応じて行います。

修正を行う場合には、上記1)～2)に加え、修正を行う場合にはその内容および程度に応じて次の措置をとらなければなりません。

① 事業内容・目的を修正する場合

- 事業規模の縮小や規則で定める軽微な修正等の場合を除き、方法書の手続から再度やり直す必要があります。手続のやり直しの必要がないのは、次の修正の場合です。

ア 事業規模縮小

イ 対象事業の種類ごとに規則別表で定める軽微な修正（当該修正によって、関係地域が他の市町にまで広がらないことや、環境影響評価の程度が著しく増加しないことが条件）

ウ 規則別表に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

エ 環境への負荷の低減を目的とする修正（当該修正によって、関係地域が他の市町にまで広がらないことが条件）

- なお、対象事業の内容を修正しようとする場合に、これが再手続を要する修正となるかどうかについては、別紙の「軽微な修正等の考え方」を参考にしてください。

② 事業者の氏名・住所の修正、対象事業の名称の修正、住民意見や事業者見解等の記載事項についての誤記の修正等の形式的な修正を行う場合

- 当該修正を行って、評価書を作成します。

③ ①および②以外の事項の修正を行う場合

- 環境影響評価（調査、予測、評価および環境保全対策の検討）のうち、必要な部分について修正して下さい。
- 具体的には、追加的な調査、環境保全対策の再検討等が考えられますが、対象事業に係る環境影響評価を全てやり直すことを求めるものではありません。
- 当該環境影響評価について、あらためて住民意見等の聴取手続をやり直す必要はありません。

5) 知事意見を述べられた評価書の補正等の手続（評価書）

事業者は、知事へ送付した評価書について知事意見（(6)の4）が述べられたときは、これを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、これを修正する必要があると認めるときは、その修正の内容に応じた措置をとらなければなりません。（条例第21条第1項関係）

- 評価書の記載事項を修正する場合は、その内容および程度に応じて次の措置をとらなければなりません。

① 事業内容・目的を修正する場合

- 事業規模の縮小や規則で定める軽微な修正等の場合を除き、方法書の手続から再度やり直す必要があります。この場合の軽微な修正等考え方は、準備書の記載事項を修正する場合の上記4)①の考え方と同じです。

② 事業者の氏名・住所の修正、対象事業の名称の修正、住民意見や事業者見解等の記載事項についての誤記の修正等の形式的な修正を行う場合

- 当該修正部分について、評価書を補正します。

③ ①および②以外の事項の修正を行う場合

- 例えば、調査等の項目や手法の修正、環境影響評価の結果の修正、環境保全対策の修正

が必要な場合は、その修正部分に係る環境影響評価（追加調査、環境保全対策の検討等）を行い、その結果を踏まえて評価書の補正を行います。この場合の環境影響評価の考え方は上記4）③と同じです。

④ 補正後の評価書の送付手続等

事業者は、環境影響評価の再手続を行う場合（(1)の5)①）を除いて、補正後の評価書を知事に送付しなければなりません。補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知が必要です。また、当該送付または通知をしたときは、速やかに評価書を関係市町長に送付しなければなりません。（条例第21条第3項、第22条第1項関係）

- 評価書についての知事の意見を踏まえて、事業者が評価書の補正を行い、これを知事に送付するか、または補正を行わない旨を知事に送付し、評価書が確定したときに、これまで手続に参与した関係市町長に対して評価書の送付等を行うこととなります。

(2) 各図書の公告および縦覧の手続（配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書）

事業者は、図書を作成したときは、図書を作成した旨等を公告し、これを公告の日から起算して1月間、図書および要約書を縦覧に供し、インターネットの利用等により公表しなければなりません。

（配慮書：条例第5条の4第2項関係、方法書：同第7条関係、準備書：同第14条関係、評価書：同第22条第2項関係、事後調査報告書：同第32条の2第2項関係）

1) 公告の方法

各図書の公告の方法については、次の方法の中から適切な方法により行うこととされています。（規則第4条の2関係）

- ア 滋賀県公報への登載
- イ 官報への掲載
- ウ 関係する市町の協力を得て、当該市町の公報または広報紙への掲載
- エ 日刊新聞紙への掲載
- オ 県の掲示板への掲示または関係する市町の協力を得て、当該市町の掲示板への掲示

- 滋賀県公報への登載については、県が必要な協力を行いますので、必ず行ってください。（手数料は不要です。）
- 滋賀県公報への登載と他の方法を組み合わせて行うことは、差し支えありません。ただし、いずれの場合も、手続方法（原稿の締切等）について、関係機関と十分相談してください。
- なお、条例上の義務ではありませんが、規則に定める方法のほか、調査地域内の自治会での回覧等を行うことにより、きめ細やかな周知を図ることが望まれます。
- 評価書については、公告は当該評価書に対して知事意見がない旨の通知を受けてから、若しくは知事意見を書面で述べられた場合の修正手続後のいずれかになります。また、事業の種類ごとに規則別表第3で定める許認可の申請や届出等の行為を行うまでに公告しなければなりません。（条例第22条2関係）

2) 滋賀県公報への登載手続

- 公告文案については、別添の記載例（配慮書：[記載例①](#)）、方法書：[記載例③](#)）、準備書：[記載例⑥](#)）、評価書：[記載例⑨](#)）、事後調査報告書：[記載例⑪](#)）を参考に作成し、予め当課と協議してください。
- 公告文案が確定したら、原稿を登載希望日の3週間前までに当課に提出してください。
なお、年度末等には、事務手続上、提出期限を早めることもありますので、事前に相談してください。

3) 報道機関への情報提供

- 条例上の義務はありませんが、配慮書、方法書、準備書、評価書については公告内容をさらに広く周知するために報道機関（滋賀県政記者クラブ）への情報提供を行ってください。
また、事業予定地が大津市以外の場所であるときは、当該事業予定地を管轄する市町の地方記者クラブへも同時に情報提供してください。
- 別添の記載例（配慮書：[記載例②](#)）、方法書：[記載例④](#)）、準備書：[記載例⑦](#)）、評価書：[記載例⑩](#)）を参考に資料を作成し、当課に提出してください。
- その他報道機関への情報提供の方法については、当課と協議してください。

4) 県のホームページへの掲載

- 公告内容は、「滋賀県公報インターネット版」に登載するほか、当課のホームページにも掲載します。
滋賀県公報インターネット版：
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyourei/kouhou/>
当課ホームページ「環境影響評価について」：
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/304581.html>

5) 各図書の縦覧の場所

- 各図書の縦覧場所については、次の場所のうち、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めることとされています。（規則第4条の4関係）

- | |
|---|
| ア 県の庁舎その他の県の施設 |
| イ 関係する市町村の協力が得られた場合は、当該市町の庁舎その他の当該市町の施設 |
| ウ 事業者の事務所 |
| エ 上記のほか、事業者が利用できる適切な施設 |

- 少なくとも次の場所では縦覧してください。

- | |
|---|
| ア 県庁総合政策部県民活動生活課県民情報室および事業予定地を管轄する県の環境事務所 |
| イ 関係市町の本庁舎および事業予定地を管轄する支所 |

- 規則で定める場所であって上記以外の適切な場所がある場合は、必要に応じて、追加または上記の縦覧場所に替えて変更して縦覧することは差し支えありませんが、縦覧場所を定めるときは当課と協議してください。

6) 縦覧の期間

- 方法書の縦覧期間は、「公告の日から起算して1月間」です。
- この場合の期間計算は、例えば月の初日に公告を行った場合は、当該月の日数にかかわらず当該月の末日までとなります。

(例) 月の初日に公告を行う場合 縦覧期間 △月 1 日～当月末日まで
月の15日に公告を行う場合 縦覧期間 △月 15 日～翌月 14 日まで

- 期間計算の例で示したように、縦覧に供する 1 月間は、実際には縦覧を行わなかった休日も算入されることとなります。
- 縦覧の満了の日が、縦覧できない日（閉庁日等）である場合は、縦覧期間を縦覧可能日まで延長して、支障が生じないようにすることが望まれます。

7) 縦覧場所の借用

- 縦覧場所の借用について、事業者から施設設置者あて文書により借用をしてください。
- 依頼文書（様式例③参照）は、県の施設の場合は、当課に上記 1）の公告原稿の提出時に併せて提出してください。市町の施設の場合は、同時期に市町のアセス担当課または対象事業担当課を通じて施設管理者に提出してください。

8) 縦覧場所の管理者との調整

- 縦覧場所の管理者の協力が得られるようあらかじめ次の事項について調整しておいてください。

ア 公告文（A 3 サイズに拡大したもの）の掲示
イ 意見書の提出（(4)参照）に必要な意見書箱、意見書の様式の設置
ウ 縦覧および意見書の提出について問合せがあった場合の対応方法（図書の貸出し、コピーの申出があった場合の対応を含む。）
エ 意見書箱に投函された意見書の回収方法

- 評価書および事後調査報告書については住民意見の聴取手続きがありませんので、意見書箱の設置等は不要です。

9) 各図書の貸出し、コピーについて

- 各図書の貸出し、コピーを求められた場合は、特に支障がない限り、認めてください。
- 貸出しやコピーの申し出に備えて、縦覧用の方法書の他に余部を縦覧場所に備える等の方法がありますが、縦覧場所での協力が必要なため具体的な貸出し等の方法については縦覧場所の管理者と相談してください。

10) 各図書の電子縦覧について

○ 事業者は図書を作成した時は、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければなりません。 (配慮書：条例第 5 条の 4 第 2 項関係、方法書：同第 7 条関係、準備書：同第 14 条関係、 評価書：同第 22 条第 2 項関係、事後調査報告書：同第 32 条の 2 第 2 項関係)
○ 公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとします。 (1) 事業者のウェブサイトへの掲載 (2) 県の協力が得られた場合にあっては、県のウェブサイトに掲載すること。 (3) 関係する市町の協力が得られた場合にあっては、当該市町のウェブサイトに掲載すること。 (配慮書：規則第 4 条の 5 第 1 項関係、方法書：同第 7 条の 2 関係、準備書：同第 11 条の 2 関係、 評価書：同第 29 条の 2 関係、事後調査報告書：同第 39 条の 2 関係)

- 上記 5) での縦覧に加え、平成 25 年の条例改正により、各図書の閲覧に係るアクセスの利便性の向上を目的として、事業者は、これら図書をインターネット等による電子縦覧を行う

こととなりました。電子縦覧の方法は次のとおりです。

① 事業者のウェブサイトへの掲載

事業者が、自らが管理するホームページを有する場合には、そのホームページに掲載する方法です。電子縦覧は、原則この方法により行うこととします。詳しくは、次の事項を参考にしてください。

- ・ 掲載にあたっては、一般に普及しているソフトを用い、当該ソフトが無料でダウンロードできる方法により掲載してください。
- ・ 掲載しているホームページがウイルスによる被害を受けないよう、また閲覧した人に被害を与えないよう、ホームページの管理には十分留意してください。
- ・ 事業者が自ら管理するホームページでは十分な管理が行えない等により、事業者以外の者のホームページを利用する場合には、事業者のホームページにリンクを設定するなど、図書の閲覧が容易となるようにしてください。
- ・ 条例で規定する公表の期間は、ホームページのトップページに掲載する、またはトップページ上に掲載場所を明記（リンク）して、容易に閲覧できるようにしてください。
- ・ 事業計画段階において、準備書以降の図書を掲載する場合には、それまでの段階の図書についてもホームページで閲覧できるよう努めてください。
- ・ 事後調査報告書を掲載する場合には、少なくとも評価書がホームページで閲覧できるよう努めてください。
- ・ 事後調査報告書以外にも必要に応じた調査を実施した場合には、できるだけこの調査結果についても閲覧できるようにするとともに、調査が複数回継続して作成される場合には、掲載される回以前の調査結果についてもホームページで閲覧できるように努めてください。

また、調査が相当回継続される場合には、過去の事後調査結果を要約するなど、容易に閲覧できるように工夫してください。

- ・ 全ての図書は、事後調査報告が終了するまでの間は、できるだけ掲載に努めてください。

② 県のウェブサイトへの掲載

県のウェブサイトには、図書の全てを掲載することは原則行いません。ただし、県のウェブサイトには、以下の事項を掲載することとします。

- ・ 閲覧を行っている図書の種類
- ・ 事業者の名称氏名および住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ・ 事業の名称
- ・ 事業者の掲載しているウェブサイトのアドレス
- ・ 市町のウェブサイトに掲載される場合には、掲載される市町のアドレス
- ・ 条例に規定する公表の期間
- ・ 事業者の問合せ先

③ 市町のウェブサイトへの掲載

市町のウェブサイトへの掲載は、事業者自らが掲載を希望する市町と協議をし、市町の協力が得られた場合には、市町のルールに従って掲載をすることとします。原則として、県が市町へ申込等を行うことはありません。

11) 縦覧後の図書について

- 県庁県民情報室での縦覧後の各図書については、県の行政資料として、同室での閲覧資料に活用させていただきます。

(3) 説明会の開催手続 (方法書、準備書)

事業者は、方法書、準備書の縦覧期間内に、記載事項を周知させるための説明会を開催しなければなりません。
(方法書：条例第7条の2関係、準備書：同第15条関係)

1) 説明会の開催公告の時期

- 説明会は、環境の保全の見地から意見を有する者からの意見をしっかりと受け付けることが望ましいことや、公告手続の省力化の観点からも、方法書の縦覧公告と説明会の開催公告は、特に支障のない限り、同時に行ってください。なお、開催を予定する日の1週間前までに公告しなければなりません。

2) 公告および周知の方法

- 「2.(2)1) 公告の方法」の例によってください。

3) 滋賀県公報への登載手続

- 「2.(2)2) 滋賀県公報への登載手続」の例によってください。
- 公告文案については、方法書は記載例⑤を、準備書は記載例⑧を参考にしてください。

4) 報道機関への情報提供

- 方法書、準備書の縦覧公告についての情報提供資料に併記することが望まれます。

5) 県のホームページへの掲載

- 「2.(2)4) 県のホームページへの掲載」と同様です。

6) 説明会の開催の日時

- 説明会の開催日時、場所については、次の事項に留意し、予め市町、自治会等の意見も聴きながら設定してください。

ア 住民への十分な周知期間をおくこと。
イ 住民の参集の便を考慮して時間帯を決めること。
ウ 調査地域に2以上の学区が含まれる等、特に必要がある場合は、2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催すること。

- 日時、場所を定めようとするときは、条例（方法書：第7条の2第3項、準備書第15条第2項）に基づき、関係市町長および知事に予め意見を聴かなければなりません。なお、知事（県環境政策課）に提出する文書は、様式例④を参考にしてください。

7) 説明会に出席できる者の範囲

- 説明会は、調査地域内で開催されますが、調査地域以外の住民も出席することができます。

8) 説明会の概要の送付手続

- 説明会の終了後その概要等を記載した書類を、またはやむを得ず説明会を開催できなかった場合はその旨を記載した書類を、**様式例⑤**を参考に作成し、知事（県環境政策課）に提出してください。

(4) 各図書について住民等が意見を述べる手続（**配慮書**、**方法書**、**準備書**）

- 事業者は**配慮書**について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければなりません。
（配慮書：条例第5条の5第1項関係）
- **方法書**、**準備書**について環境の保全の見地から意見を有する者は、一定期間内に事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
（方法書：条例第8条第1項関係、準備書：同第16条第1項関係）

1) 配慮書への意見提出について

① 意見聴取の実施について

配慮書の段階から住民の意見を反映した事業の環境配慮を進めるため、特段の事情のない限り意見を求める手続を実施してください。なお、実施しない場合は、その理由を方法書において明らかにする必要があります。

② 意見を述べる者の範囲や意見の範囲について

方法書、準備書に係る2) ①～②の内容に準じてください。

③ 意見聴取の方法について

- ・ 意見を提出することができること、意見の提出方法、提出期限、提出先等を、配慮書の公告（(2)参照）に記載する必要があります。（規則第4条の3関係）
これらは事業者で設定することとなりますが、特段の事情のない限り、方法書、準備書に係る2) ③～④の内容に準じて実施してください。
- ・ なお、意見書には「提出者の氏名・住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）」「意見書の提出の対象である配慮書の名称」「配慮書についての環境の保全の見地からの意見」の記載が必要です。（技術指針第2条の14関係）

2) 方法書、準備書への意見提出について

① 意見を述べる者の範囲について

- ・ 意見は、誰でも述べることができます。
- ・ 県民であるかどうか、法人か個人かを問いません。

② 意見の範囲について

- ・ 環境の保全の見地からの意見に限ります。
- ・ 事業に対する単なる反対あるいは賛成とのみ記載した意見は、事業者および知事が配慮すべき対象となりません。環境の保全上の理由を述べた上で反対あるいは賛成と記載した意見は、配慮すべき対象となります。

③ 意見を述べる方法

- ・ 意見は、事業者に対し、文書により提出することになっています。
- ・ 意見書の提出方法は、公告文に明示することになりますが、通常は、事業者への郵送、直渡し、縦覧場所の意見書箱への投函（縦覧期間中に限る）により行われます。
- ・ 公告文に明示していない方法により提出された意見について、事業者が自主的に条例に基づく意見として取り扱うことに支障はありません。

- 意見書の様式を定めることは、規則で定められた必要記載事項の漏れを防止する効果がありますので、**様式例⑤**を参考に作成し、縦覧場所に備え付けてください。

④ 意見書の提出期間

- 方法書の公告の日から、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間となっています。

(例) 月の初日が縦覧期間満了の日になる場合 期限の起算日 △月2日から
提出期限 △月15日まで

- 提出期限には、民法の到達主義の原則が適用されます。従って意見書提出期間満了の日までに事業者の事務所に到達した意見書が有効となりますが、意見書提出期間満了の日が、事業者の休日にあたること等により、意見書をその日に受け取ることができない場合は、当該休日の翌日をもって意見書提出期間の満了の日と見なすことが適当です。
- なお、事業者の判断により、自主的に意見書の提出期間を延長することは差し支えありません。
- また、期間経過後に到達した意見書であっても、事業者の自主判断でこれに配慮したり、条例に基づく意見としてその写しを知事に送付したりすることは、差し支えありません。

(5) 各図書についての意見書の写し等を知事・関連市町長に送付する手続

(配慮書、方法書、準備書)

- 事業者は、**配慮書**についての(4)の意見の提出期限後、速やかに知事および想定区域市町長に、提出された意見およびその意見についての事業者の見解を記載した書類(意見が提出されなかったときはその旨を記載した書類)を送付しなければなりません。

(条例第5条の5第2項関係)

- 事業者は、**方法書**についての(4)の意見書の提出期限後、速やかに知事および調査区域市町長に、提出された意見書の写し(提出されなかったときはその旨を記載した書類)を送付しなければなりません。

(条例第8条第2項関係)

- 事業者は、**準備書**についての(4)の意見の提出期限後、速やかに知事および関係地域市町長に、提出された意見書の写しおよびその意見についての事業者の見解を記載した書類(意見が提出されなかったときはその旨を記載した書類)を送付しなければなりません。

知事は見解書の送付を受けた時は公告するとともに、1週間縦覧に供することになっていま

(条例第16条第2項、同条第3項関係)

1) 意見書の送付等 (**方法書**)

- 住民等より提出された意見書の写し(意見が提出されなかったときはその旨を記載した書類)を知事に送付する場合は、**様式例⑦**を参考に作成した送付書を添付してください。
- 意見書の写しの送付期限は、特に定めていませんが、特段の事情がない限りは、意見書の提出期間満了後、速やかに送付する必要があります。

2) 意見書と事業者の見解書の送付等 (**配慮書、準備書**)

- 配慮書においては(4)の意見とその意見に対する事業者の見解を表形式にまとめたもの(以下「見解書」)を、準備書においては(4)の意見書の写しと見解書を併せて送付してください。見解書の様式は定められていませんが、意見書の内容とこれに対する事業者の見解を

対応させて記載するようにしてください。

- 見解書における意見の記述について意見書が長文の場合は、その趣旨を違えない範囲で要約することは差し支えありません。

また、事業者の見解は、必ずしも個々の意見について個々に記載する必要はなく、類似の意見に対しては、一括して見解を記載することも可能です。

- 見解書においては、意見書を提出した者の氏名、団体名等を記載する必要はありません。
- 意見書の写しおよび見解書を知事に送付する場合には、**様式例⑧**を参考に作成した送付書を添付してください。
- 提出された見解書は、滋賀県環境影響評価審査会の審議において参考資料として扱われるほか、配慮書に係る見解書は方法書に、準備書に係る見解書は評価書への記載事項となります。また、準備書に係る見解書については知事が公告し、1月間縦覧することとなります。

3) 公聴会の開催 (**準備書**)

① 公聴会の開催について

- 準備書に係る2)の書類の送付の後に、準備書または見解書について環境の保全の見地からの県民の意見を聞く場として、公聴会を次の場合を除き、開催します。

ア 準備書についての意見書の提出がなかった場合
イ 意見書の全てが、環境の保全の見地からの意見でないと知事が認める場合
ウ 意見書全てが、対象事業についての意見でないと知事が認める場合
エ 公聴会の開催公告後、公述の申し出がない等、やむを得ない理由により公聴会を取り止める場合

② 公聴会の開催公告等

- 公聴会を開催しようとするときは、その日時、場所等を開催日の30日前までに公告するとともに、事業者へ通知します。
- 公聴会を開催しないこととした場合にも事業者へ通知します。
- 公聴会の開催公告後、公述の申し出がない等の理由により、公聴会を取り止めることとした場合には、その旨および理由を公告して事業者へ通知します。

③ 事業者の出席等

- 事業者は、公聴会に出席して準備書または見解書について説明し、または意見を述べることができます。

(6) 各図書についての知事が意見を述べるための手続 (**配慮書**、**方法書**、**準備書**、**評価書**)

知事は、(5)による書類の送付を受けたときは、一定期間内に、事業者に対し、環境の保全の見地から意見を書面により述べます。

この期間内において、知事は環境影響評価審査会の意見を聴くとともに、期間を指定して関係市町長の意見を求めることとなります。また、知事は意見を述べたときは、関係市町長に意見の写しを送付するとともに、その内容を公告します。

(配慮書：条例第5条の6第1項関係、方法書：同第9条第1項関係、準備書：同第18条第1項関係、評価書：同第20条第1項関係)

- 各図書を送付した事業者に対して、知事は環境の保全の見地からの意見を書面により述べ、

事業者はその意見を勘案して次の段階の図書（評価書の場合は修正）の作成等手続に入ることとなります。

1) 各図書に対する知事意見を述べるまでの期間

- ・**配慮書** …(4)の1)の意見を求めた場合(5)の2)の書類の送付を受けた日から90日間、求めなかった場合は配慮書の公告をした日から90日間までに、知事意見を書面で述べるができます。意見が述べる必要がないと認める場合は同90日間までにその旨を通知します。
- ・**方法書** …(5)の1)の書類の送付を受けた日から90日間までに、知事意見を書面で述べます。
- ・**準備書** …(5)の2)の書類の送付を受けた日から120日間までに、知事意見を書面で述べます。
- ・**評価書** …評価書の送付を受けた日から60日間までに、知事意見を書面で述べるができます。意見が述べる必要がないと認める場合は同60日間までにその旨を通知します。

2) 環境影響評価審査会の開催と事業者の協力について

- 環境影響評価審査会の開催は、通常、次のとおりです。
配慮書：2回程度、方法書：2回程度、準備書：3回程度
- 審査会の開催は、事業者に通知します。
- 審査会の開催事務は県が行いますが、次の事項について協力をお願いします。

ア 現地調査への協力（配慮書または方法書の初回時等）
イ 図書についての説明および質疑に対する応答
ウ 必要に応じ補足説明資料の作成、提出

- 審査会は、特に支障のない限り公開で行います。

3) 調査地域市町長の意見を求める場合の期間の指定

- 関係市町長の意見提出期間は、知事の意見提出期間が順守でき、かつ、市町における適切な意見形成に必要な期間が確保されるよう、別途県で指定することになります。

4) 評価書について知事が意見を述べる手続（**評価書**）

① 評価書についての知事の意見

- 評価書について知事が意見を述べるかどうかは、準備書についての知事意見が評価書に適切に反映されているかどうかという観点から判断されることとなります。
- 例えば、知事が準備書に記載された特定の評価項目について、追加調査を行うべき旨の意見を述べた場合において、当該追加調査やその結果を踏まえた保全対策の検討等が知事意見に照らして適切に行われ、評価書に反映されていないと認められる場合には、再度当該評価書について意見を述べることとなります。

② 審査会の開催

- 評価書について知事が意見を述べる場合は、必要に応じて審査会を開催することがあります。
- 審査会を開催することとなった場合は、方法書の場合と同様の協力をお願いします。ただし、現地調査は、特に必要がない限り行いません。

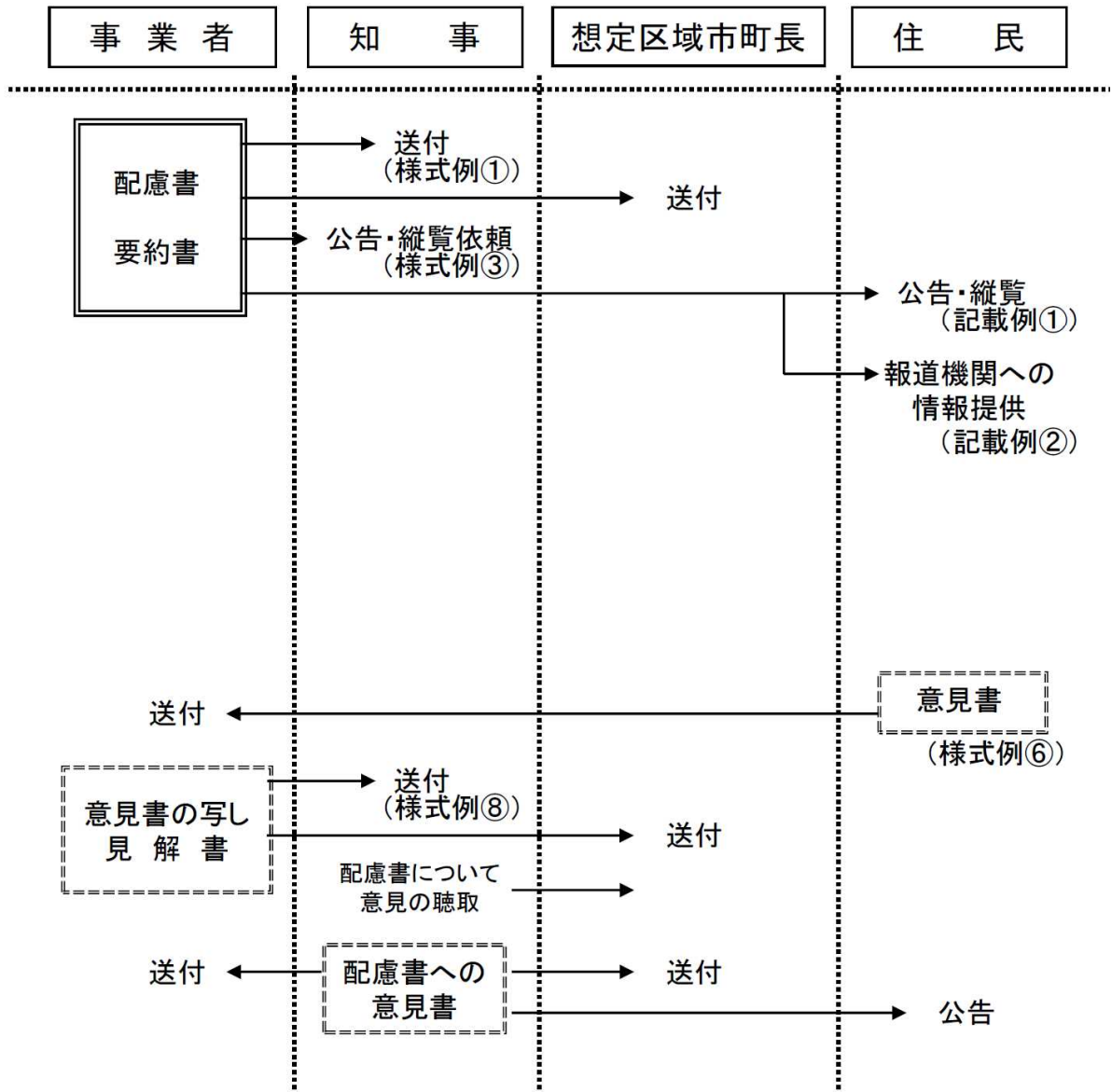
③ 知事意見を述べられた評価書の補正等の手続

- (1)の5)のとおりです。

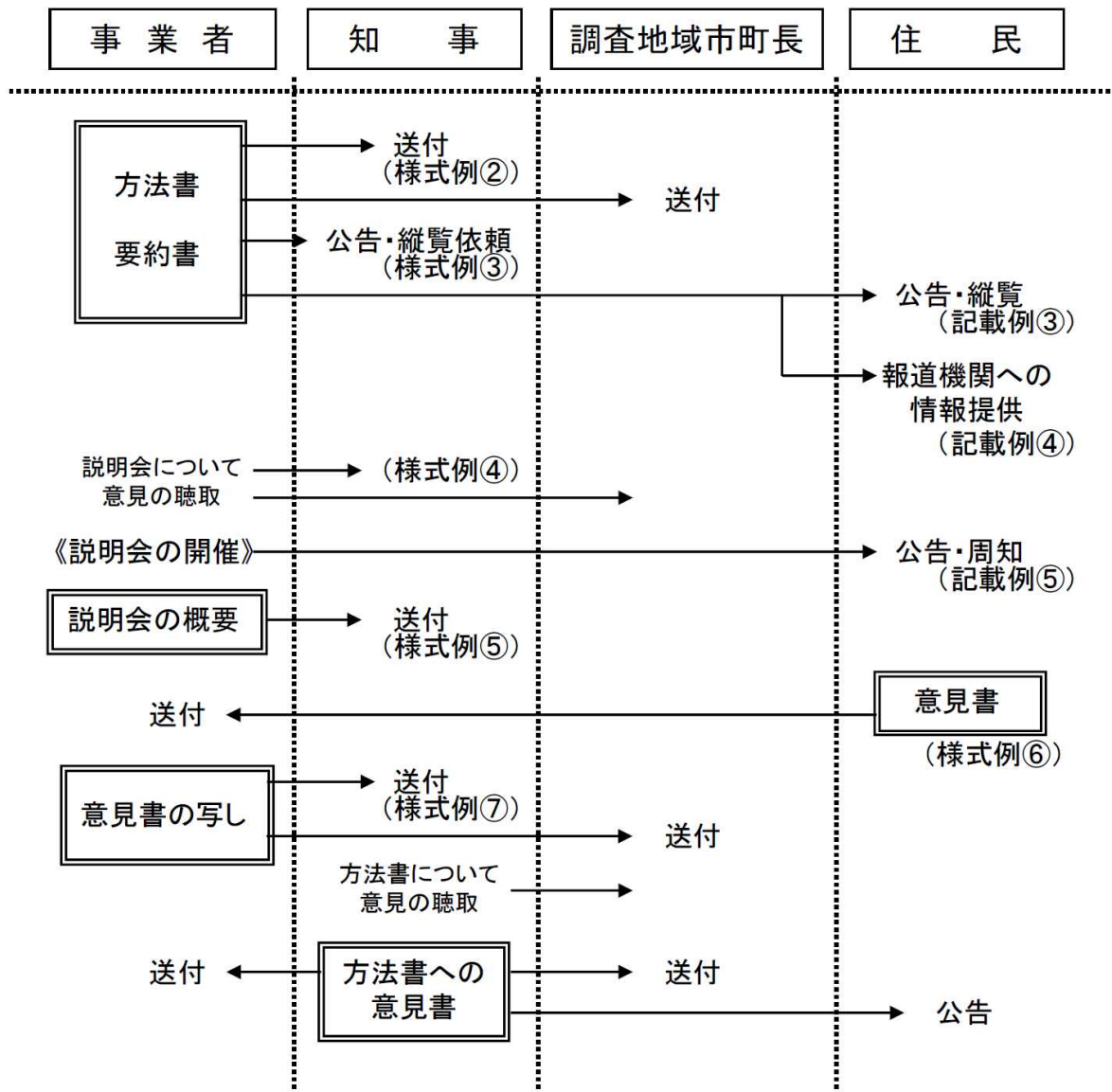
(7) その他の手続

- 方法書を公告してから評価書を公告するまでの間（条例第23条第1項関係）、または評価書を公告してから事業を実施するまでの間（条例第25条第1項関係）に対象事業の目的および内容を変更しようとする場合、変更後または修正後の事業が対象事業に該当するときは、**様式例⑪**を参考に届出書を作成し、提出してください。
- 工事に着手してから完了するまでの間に、条例第27条第3項第1号または第2号に該当することになった場合は、**様式例⑫**を参考に届出書を作成し、提出してください。
- 方法書を公告してから工事が完了するまでの間において、条例第28条第1項第1号から第4号のいずれかに該当（対象事業の廃止等）することとなった場合には、**様式例⑬**を参考に届出書を作成し、提出してください。
- 工事に着手したとき、または工事を完了したときは、**様式例⑭**を参考に届出書を作成し、提出してください。

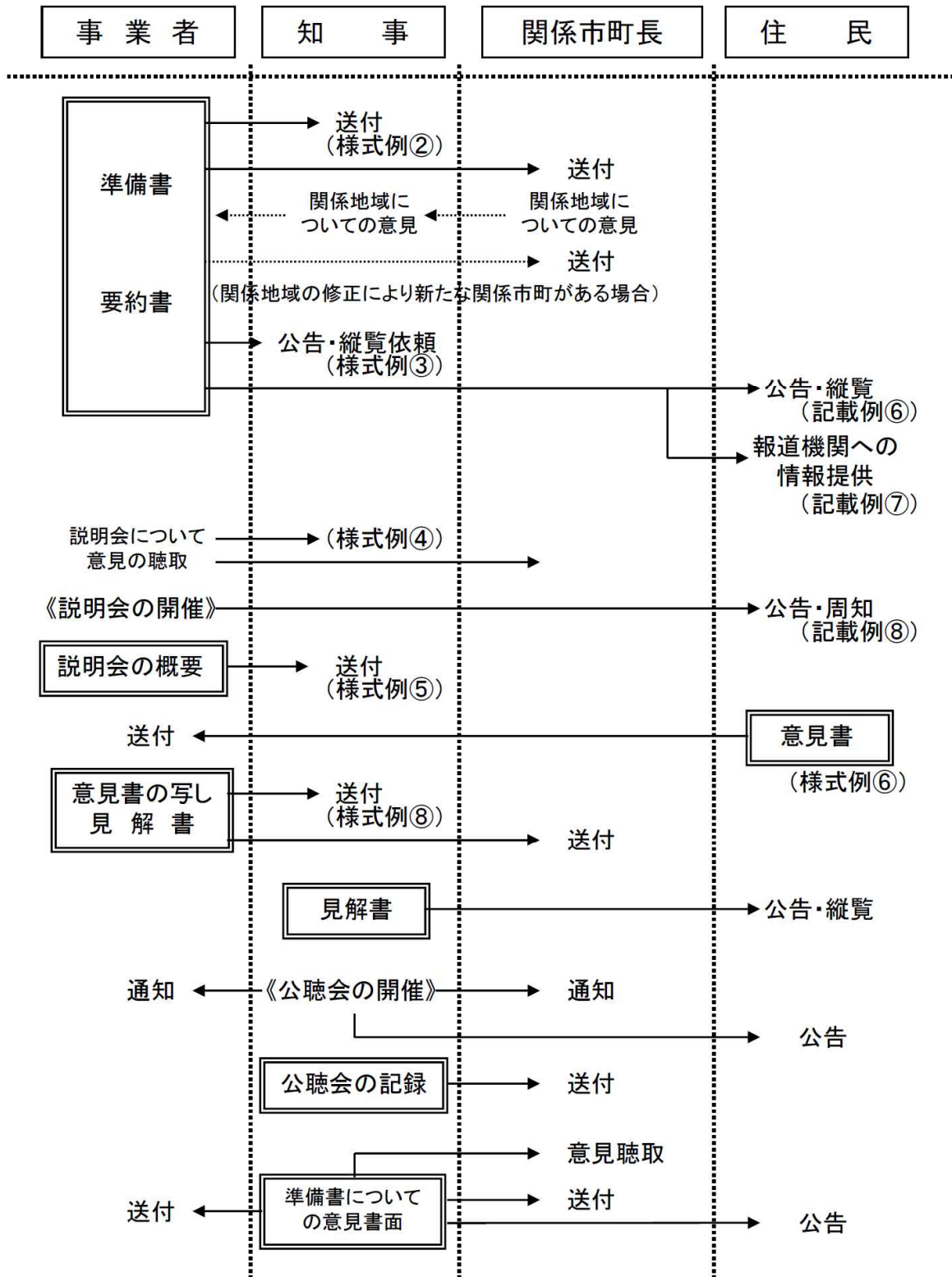
手続フロー① 配慮書の手続フロー



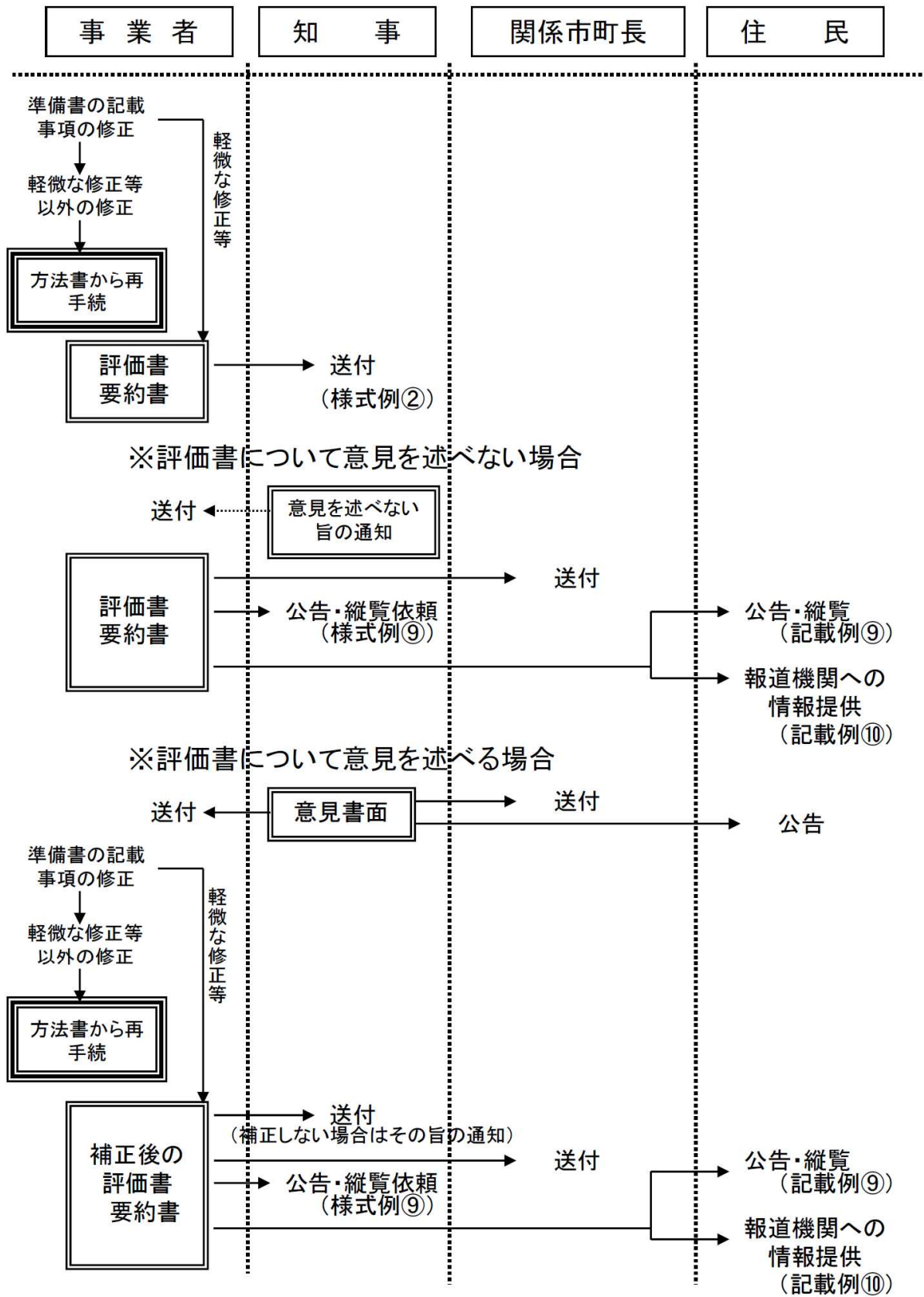
手続フロー② 方法書の手続フロー



手続フロー③ 準備書の手続フロー

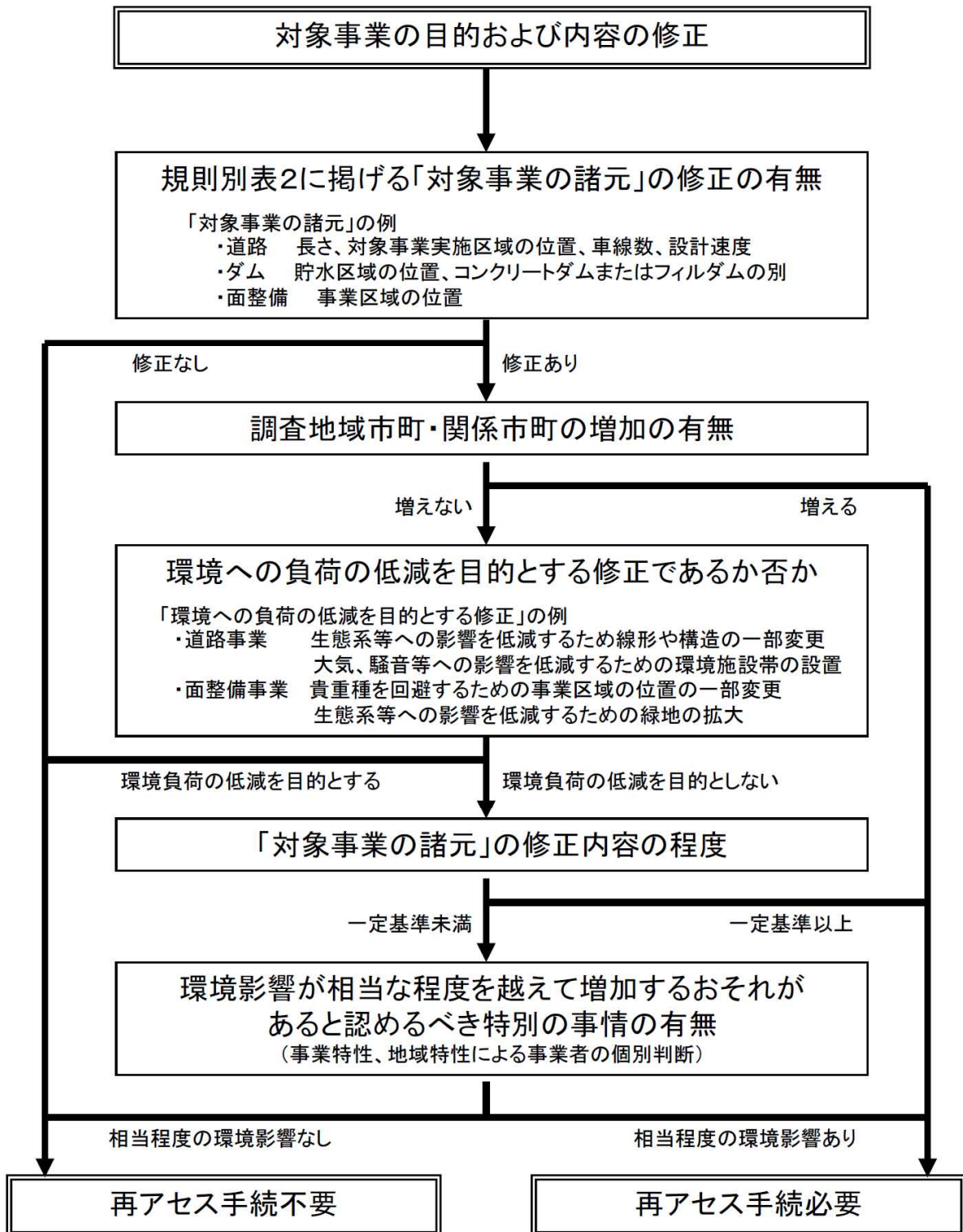


手続フロー④ 評価書の手続フロー



別紙 軽微な修正等の考え方

アセス手続中(方法書公告～評価書公告)



記載例①

計画段階環境配慮書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の3第1項の規定に基づき、●●●事業に係る計画段階環境配慮書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第5条の4第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該計画段階環境配慮書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

1. 公告する事業者

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

2. 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇番〇号

3. 配慮対象事業の名称等

(1) 名称 : 〇〇〇事業

(2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）

(3) 規模 : 想定事業区域 〇〇ヘクタール～〇〇ヘクタール

4. 事業実施想定区域

(1) 〇〇市〇〇町〇〇番地他、 (2) 〇〇市△△町〇〇番地他

5. 計画段階環境配慮書およびその要約書の縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）

滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）

株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

6. 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内

7. 意見書の提出

(1) 当該計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から意見のある方は(2)の方法により提出することができます。

(2) 意見書の提出方法

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、5に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）からダウンロードできます。

8. この公告で示した事項に係る問合せ先

株式会社〇〇 〇〇課

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当 〇〇

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇課

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

記載例②

《資料提供》

〇〇〇〇事業に係る計画段階環境 配慮書の縦覧・公告について

標記の事業について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の3第1項の規定に基づき、計画段階環境配慮書を作成し、同条例第5条の4第2項の規定に基づき次のとおり公告し、縦覧に供することとなりましたので、お知らせします。

1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号

2 配慮対象事業の名称等

- (1) 名称 : 〇〇〇事業
- (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
- (3) 規模 : 想定事業区域 〇〇ヘクタール～〇〇ヘクタール

3 事業実施想定区域

- (1) 〇〇市〇〇町〇〇番地他、 (2) 〇〇市△△町〇〇番地他

4 計画段階環境配慮書およびその要約書の縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）

滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）

株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

※縦覧する同書は、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）でも御覧いただけます。

5 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内

6 意見書の提出

- (1) 当該計画段階環境配慮書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。

- (2) 意見書の提出方法

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、4に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページからダウンロードできます。

7 問合せ先

株式会社〇〇 〇〇課

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

〔 環境影響評価制度について
滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 電話 077-528-3357 〕

8 参考

- (1) 事業実施想定区域 …… 図-1
- (2) 計画段階における配慮対象事業の評価等の結果（概要） …… 表-1

記載例③

環境影響評価方法書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第6条第1項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価方法書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 6 環境影響評価方法書の縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 7 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出
 - (1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
 - (2) 意見書の提出方法
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）からダウンロードできます。
- 9 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例④

《資料提供》 〇〇〇〇事業に係る環境影響評価 方法書の縦覧・公告について

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇課

TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

標記の事業について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第6条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書を作成し、同条例第7条の規定に基づき、次のとおり公告し、縦覧に供することとなりましたので、お知らせします。

1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇番〇号

2 対象事業の名称等

(1) 名称 : 〇〇〇事業

(2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）

(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール

3 対象事業実施区域

〇〇市〇〇町

4 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲

〇〇市〇〇町、△△町および□□町

5 環境影響評価方法書の縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）

滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）

株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

※縦覧する同書は、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）でも御覧いただけます。

6 環境影響評価方法書の縦覧の期間および時間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内

7 意見書の提出

(1) 当該環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。

(2) 意見書の提出方法

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、5に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページからダウンロードできます。

8 問合せ先

株式会社〇〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

〔 環境影響評価制度について

滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 電話 077-528-3357

9 参考

(1) 事業予定地位置図 図-1

(2) 調査予測評価を実施する項目 表-1

記載例⑤

環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
(1) 名称 : 〇〇〇事業
(2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第 2 条関係）のどれになるかを記載）
(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 調査地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 6 説明会を開催する日時および場所
令和〇年〇月〇日 〇曜日 〇時〇分から〇時〇分まで
〇〇公民館 〇〇会議室（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例⑥

環境影響評価準備書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第13条第1項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価準備書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第14条の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 関係地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 6 環境影響評価準備書の縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 7 環境影響評価準備書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 意見書の提出
 - (1) 当該環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
 - (2) 意見書の提出方法
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、6に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）からダウンロードできます。
- 9 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例⑦

《資料提供》 〇〇〇〇事業に係る環境影響評価 準備書の縦覧・公告について

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇 〇〇課

TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

標記の事業について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第13条第1項の規定に基づき環境影響評価準備書を作成し、同条例第14条の規定に基づき、次のとおり公告し、縦覧に供することとなりましたので、お知らせします。

また、同条例第15条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書に係る説明会を開催しますので、併せてお知らせします。

- 1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 2 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 3 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 4 関係地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 5 環境影響評価準備書の縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
※縦覧する同書は、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）でも御覧いただけます。
- 6 環境影響評価準備書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 意見書の提出
 - (1) 当該環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見を(2)の方法により提出することができます。
 - (2) 意見書の提出方法
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に株式会社〇〇（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇号）あてに意見書を郵送または持参、もしくは電子メール（〇〇〇@〇〇〇.〇〇）により提出してください。なお、縦覧期間中であれば、5に規定する縦覧場所でも提出いただけます。意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、株式会社〇〇ホームページからダウンロードできます。
- 8 環境影響評価準備書の概要
別紙のとおり。（別紙として、準備書の「総合評価」を添付）
- 9 説明会の開催について
当該環境影響評価準備書に係る説明会を以下のとおり開催します。
令和〇年〇月〇日 〇曜日 〇時〇分から〇時〇分まで
〇〇公民館 〇〇会議室（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 10 問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇
〔 環境影響評価制度について
滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 電話 077-528-3357 〕

記載例⑧

環境影響評価準備書に係る説明会開催の公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第15条第1項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価準備書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
(1) 名称 : 〇〇〇事業
(2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 関係地域の範囲
〇〇市〇〇町、△△町および□□町
- 6 説明会を開催する日時および場所
令和〇年〇月〇日 〇曜日 〇時〇分から〇時〇分まで
〇〇公民館 〇〇会議室（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例⑨

環境影響評価書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第19条第2項の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
(1) 名称 : 〇〇〇事業
(2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 5 環境影響評価書の縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 6 環境影響評価書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

記載例⑩

《資料提供》 〇〇〇〇事業に係る環境影響評価書 の縦覧・公告について

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇

TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

標記の事業について、これまで滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）に基づく手続を進めてきましたが、このたび、同条例第19条第2項の規定に基づき環境影響評価書を作成し、同条例第22条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、縦覧に供することとなりましたので、お知らせします。

- 1 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 2 対象事業の名称等
 - (1) 名称 : 〇〇〇事業
 - (2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
 - (3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 3 対象事業実施区域
〇〇市〇〇町
- 4 環境影響評価書の縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
※縦覧する同書は、株式会社〇〇ホームページ（<https://www.〇〇.〇〇>）でも御覧いただけます。
- 5 環境影響評価書の公告日
令和〇年〇月〇日
- 6 環境影響評価書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 7 これまでの経過

計画段階環境配慮書の縦覧	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
住民意見の受付	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
知事意見の公告	令和〇年〇月〇日
環境影響評価方法書の縦覧	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
住民意見の受付	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
知事意見の公告	令和〇年〇月〇日
環境影響評価準備書の縦覧	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
住民意見の受付	令和〇年〇月〇日～〇月〇日
公聴会	令和〇年〇月〇日
知事意見の公告	令和〇年〇月〇日

（今後、各個別制度に基づく許認可を得て、事業に着手します。）
- 8 環境影響評価書の概要
知事の意見とこれに対する事業者の見解 : 別紙のとおり
- 9 問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

〔 環境影響評価制度について

滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境管理係 電話 077-528-3357

記載例⑪

環境影響評価事後調査報告書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第32条の規定に基づき、●●●事業に係る環境影響評価事後調査報告書を作成し、滋賀県知事および▲▲市長に送付しましたので、同条例第32条の2第2項の規定に基づき次のとおり公告し、当該環境影響評価事後調査報告書を縦覧に供します。

令和 年 月 日

- 1 公告する事業者
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇番〇号
- 3 対象事業の名称等
(1) 名称 : 〇〇〇事業
(2) 種類 : 〇〇〇（条例別表（第2条関係）のどれになるかを記載）
(3) 規模 : 事業区域 〇〇ヘクタール
- 4 対象事業を実施した区域
〇〇市〇〇町
- 5 環境影響評価事後調査の実施期間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日
- 6 環境影響評価事後調査報告書の縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目1番1号）
滋賀県〇〇環境事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
〇〇市〇〇課（〇〇市〇〇町〇番〇号）
株式会社〇〇 〇〇事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）
- 7 環境影響評価事後調査報告書の縦覧の期間および時間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの各縦覧場所における執務時間内
- 8 この公告で示した事項に係る問合せ先
株式会社〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当 〇〇

様式例①

計画段階環境配慮書送付書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例第5条の4第1項の規定により計画段階環境配慮書を別添のとおり送付します。

配慮対象事業の名称	
配慮対象事業の種類	
配慮対象事業の規模	
事業実施想定区域	
条例第5条の5第1項による意見聴取の有無	有 ・ 無
同意見の聴取方法の概要	
連 絡 先	(事業者等の連絡先を記載)

様式例②

〔環境影響評価方法書
環境影響評価準備書
環境影響評価書
事後調査報告書〕

送付書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例 〔第6条第3項
第13条第1項
第19条第3項
第32条の2第1項〕 の規定により 〔環境影響評価方法書
環境影響評価準備書
環境影響評価書
事後調査報告書〕

を別添のとおり送付します。

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域 (※)	
連 絡 先	(事業者等の連絡先を記載)

- 注) 1 括弧内は不要な字句は二重線で削除してください。
2 ※欄は、環境影響評価準備書の場合にあつては「対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると認められる地域」と、環境影響評価書の場合にあつては「対象事業の実施に必要な許認可等の種類および内容」と、事後調査報告書の場合にあつては「関係地域の範囲」とします。

様式例③

[
 計画段階環境配慮書
 環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書
]
 公告・縦覧依頼書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
 電話番号

滋賀県環境影響評価条例 [
 第5条の4第2項
 第7条
 第14条
]
 の規定により、次のとおり

[
 計画段階環境配慮書
 環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書
]
 を公告・縦覧に供しますので、協力を依頼します。

対象事業の名称	
1 縦覧場所の借用	
縦 覧 期 間	
借用する縦覧場所	
2 意見書箱の借用	
借用する意見書箱の数	
連 絡 先	(事業者の連絡先を記載)
備 考	

- 注) 1 「公告内容」については、記載例を参考に作成した原稿を添付してください。
 2 「縦覧場所の借用」については、県の機関のみを記載してください。

様式例④

〔環境影響評価方法書〕
〔環境影響評価準備書〕 説明会の開催公告依頼および計画書

滋賀県知事

様

年 月 日

郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例〔第7条の2第2項および第3項
第15条第2項で準用する第7条の2第2項および第3項〕

の規定に基づき次のとおり〔環境影響評価方法書
環境影響評価準備書〕の説明会開催の公告について協力を
依頼し、同説明会について意見を聴きます。

対象事業の名称		
事 告 項 告	公告希望日	
	公告内容	別紙のとおり
事 開 項 催	開催予定の場所	会場の名称 会場の所在地
	開催予定の日時	
	会場の入場可能人数	
	説明会開催の周知の 対象とした地域	
	開催の周知方法	
連絡先		(事業者の連絡先を記載)
備 考		

- 注) 1 「公告内容」については、記載例を参考に作成した原稿を添付してください。
2 説明会を2以上の会場で開催する予定の場合は、開催事項の欄について開催場所ごとに別葉に作成し添付してください。
3 会場が調査地域外、関係地域外である場合などは、備考欄に理由を記載してください。

様式例⑤

{
}
[
]
(
)

環境影響評価方法書
 環境影響評価準備書

説明会報告書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
 電話番号

滋賀県環境影響評価条例 [第7条の2第5項
] 第15条第2項で準用する第7条の2第5項] の規定により、
 次のとおり報告します。

対象事業の名称		
開催結果	開催場所	会場の名称 会場の所在地
	開催日時	
	参加人数	
	説明会開催の周知の 対象とした地域	
	説明会の概要	
中止した説明会	予定場所	会場の名称 会場の所在地
	予定日時	
	理由	
	書類事項の周知方法	
連絡先	(事業者の連絡先を記載)	
備考		

- 注) 1 説明会を2回以上開催した場合は、開催結果の欄について開催した説明会ごとに別葉に作成し添付してください。
 2 開催した説明会については、議事録を添付してください。

様式例⑥

〔計画段階環境配慮書
環境影響評価方法書
環境影響評価準備書〕 についての意見書

<p>氏 名 (法人その他の団体にあつては その名称、代表者の氏名)</p>	
<p>住 所 (法人その他の団体にあつては 主たる事務所の所在地)</p>	

滋賀県環境影響評価条例〔第 5 条の 5 第 1 項に基づく意見聴取
第 8 条第 1 項
第 14 条第 1 項で準用する第 8 条第 1 項〕により、次の
とおり意見を述べます。

<p>意見書の提出の対象で ある事業の名称</p>	<p>〇〇〇事業に係る</p>	<p>〔計画段階環境配慮書 環境影響評価方法書 環境影響評価準備書〕</p>
-------------------------------	-----------------	--

<上記図書に対する環境の保全の見地からの意見>

- (注意) 1 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載してください。なお、意見について記入欄が足りない場合は、任意の用紙をご使用されてもかまいません。
- 2 提出は、縦覧場所の意見書箱へ投函するか、3の送付先あて郵送もしくは電子メール(〇年〇月〇日必着)により行ってください。
- 3 送付先 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
住所
事業者名
電話番号
メールアドレス

様式例⑦

意見書の写し等送付書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例第8条第2項の規定により、

〔意見書の写しを送付
意見書が提出されなかったことを報告〕します。

対象事業の名称	
意見書の提出件数	
連絡先	(事業者の連絡先)

様式例⑧

見解書等送付書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例〔第5条の5第2項
第16条第2項〕の規定により、

〔意見書の写しおよび見解書を送付
意見書が提出されなかったことを報告〕 します。

対象事業の名称	
意見書の提出件数	
連 絡 先	(事業者の連絡先)

様式例⑨

環境影響評価書公告・縦覧依頼書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 22 条第 2 項の規定により、次のとおり環境影響評価書を公告・縦覧に供しますので、協力を依頼します。

対象事業の名称	
1 滋賀県公報への登載	
公 告 希 望 日	
公 告 内 容	別紙のとおり
2 縦覧場所の借用	
縦 覧 期 間	
借用する縦覧場所	
備 考	

- 注) 1 「公告内容」については、記載例を参考に作成した原稿を添付してください。
2 「縦覧場所の借用」については、県の機関のみを記載してください。

様式例⑩

環境影響評価事後調査報告書公告・縦覧依頼書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 32 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり環境影響評価事後調査報告書を公告・縦覧に供しますので、協力を依頼します。

対象事業の名称	
1 滋賀県公報への登載	
公告希望日	年 月 日
公告内容	別紙のとおり
2 縦覧場所の借用	
縦覧期間	年 月 日から 年 月 日
借用する縦覧場所	
連絡先	(事業者等の連絡先)
備考	

- 注) 1 「公告内容」については、記載例を参考に作成した原稿を添付してください。
2 「縦覧場所の借用」については、県の機関のみを記載してください。

様式例⑪

対象事業 〔 修正 変更 〕 届出書

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)
電話番号

滋賀県環境影響評価条例〔 第 23 条第 1 項 第 25 条第 3 項 〕の規定により、対象事業の〔 修正 変更 〕について、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称		
〔 修正 変更 〕 の内容	〔 修正 変更 〕 前	〔 修正 変更 〕 後
〔 修正 変更 〕 の理由		
連 絡 先	(届出者の連絡先)	

様式例⑫

工事の着手後における対象事業変更等届出書

年 月 日

滋賀県知事

様

郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 27 条第 3 項の規定により、対象事業の変更等について、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称		
変 更 等 の 理 由	条例第 27 条第 3 項 (第 1 号・第 2 号) 該当 (理由)	
条例第 27 条第 3 項第 1 号に 該当する場合の工事中断の 日および工事再開予定日	工事中断の日	年 月 日
	工事再開予定日	年 月 日
条例第 27 条第 3 項第 2 号に 該当する場合の変更の内容	変 更 前	変 更 後
連 絡 先	(事業者の連絡先)	

様式例⑬

対象事業廃止等届出書

年 月 日

滋賀県知事

様

郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 28 条第 1 項の規定により、対象事業の廃止等について、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称	
廃 止 等 (予 定) 年 月 日	
廃 止 等 の 理 由	条例第 28 条第 1 項 (第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号) 該当 (理由)
条例第 28 条第 1 項第 4 号に該当する場合は、引き継ぎにより新たに事業者となった者の氏名および住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)	
連 絡 先	(届出者の連絡先)

様式例⑭

工事着手（完了）届出書

年 月 日

滋賀県知事

様

郵便番号

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

滋賀県環境影響評価条例第 31 条第の規定により、工事着手（完了）について、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称	
対 象 事 業 の 種 類	
対 象 事 業 の 規 模	
対象事業が実施されるべき または実施された区域	
工事着手（完了）年月日	
連 絡 先	(届出者の連絡先)

滋賀県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類	対 象 規 模 要 件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの） かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上） *風力発電所は、平成21年12月18日から対象事業
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 ^{（注2）} は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上））
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上（増設 日 2,000m ³ 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3kL以上（増設 時間 3kL以上増） 敷地面積 10ha以上（増設 10ha以上の増または土地の形状の変更）
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m ² 以上（増築、改築 5万m ² 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 ^{（注1）} は15ha以上、自然公園 ^{（注2）} は10ha以上）

注1）森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2）自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

上記のほかに複合開発事業を構成する事業があります。

複合開発事業とは、上の表の11から14に掲げている事業の種類のいずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積の合計が20ha以上のものをいいます。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものが対象事業となります。

環境影響評価法における対象事業

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	すべて 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	— — 4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha 土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道 鉄道、軌道	すべて 長さ10km以上	— 長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所 太陽電池発電所 風力発電所	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力4万kW以上 出力1万kW以上	出力2.25万kW～3万kW 出力11.25万kW～15万kW 出力7,500kW～1万kW — 出力3万kW～4万kW 出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業（*1）	面積100ha以上	面積75ha～100ha
○港湾計画（*2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

（*1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（*2）港湾計画については、特例の手続を実施することとなる（14ページ参照）。

出典：「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省）

計画段階環境配慮書の作成について

1. 配慮書の趣旨

- 配慮書の手続は、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、事業計画の熟度の低い早期の段階において、事業による重大な影響の回避・低減を検討し、その結果を反映をしていくことを趣旨としています。
- この制度は平成23年の環境影響評価法改正で導入され、県条例においても同様に制度化したものであります。

2. 配慮書の作成の流れ（概要）

- ① 事業を実施する区域の位置、事業の規模または建造物等の構造もしくは配置に関する複数の案を設定します。（技術指針第2条の3）
- ② 設定した事業案から事業内容に係る「事業特性」と生態系や土地利用などの「地域特性」を把握します。「地域特性」については、入手可能な最新の既存文献等から把握します。（技術指針第2条の4）
- ③ 把握した「事業特性」と「地域特性」から事業が及ぼす影響の重大性を検討し、工事中・供用開始後ごと、大気・水質・生態系・文化財などの環境要素ごとに計画段階配慮事項を選定し、一覧に整理します。（技術指針第2条の5）
- ④ 複数案ごと、③の選定事項ごとに、選定した計画段階配慮事項の調査・予測・評価を行います。評価は環境影響の程度を整理し、複数案で比較します。（技術指針第2条の6～第2条の10）
- ⑤ 事業者は配慮書の手続終了後、配慮書の内容を踏まえ、知事意見が述べられたときにはこれを勘案して、事業案の位置等を決定して方法書を作成します。また、方法書以降の手続においては、配慮書の手続において収集、整理した情報や結果を活用します。

3. 既存資料の活用について

- 配慮書の作成では、地域特性の調査は既存資料の調査で進めることを基本としています。
特に、配慮書では環境要素のうち「生態系」については、その保全上重要であって、まとまって存在する自然環境（自然林や湿原、水源かん養林、都市の樹林地など）に対する影響の程度の把握が必要とされており（技術指針第2条の6第3号）、事業実施予定区域における関係する既存資料の把握が重要となります。
- 資料の調査や情報の活用は事業者において進める必要がありますが、県内の生態系に関する資料には、例として次のものがありますので、参照ください。

「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省大臣官房環境影響評価課）

<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/Service/Top>

「生物多様性センター（環境省 自然環境局）」

<http://www.biodic.go.jp/>

「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（滋賀県HP）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14014.html>

「滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県版レッドリスト－」（滋賀県生き物総合調査委員会）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14023.html>

<その他の参考資料>

「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省：環境影響評価情報支援ネットワーク）

http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0064_01/guide.pdf

「環境アセスメント事例（全国の法対象事業）」（同上）

http://assess.env.go.jp/2_jirei/index.html

<参考：事業の複数案のイメージ>

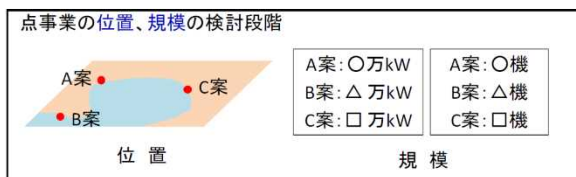


図 1-1 点事業における位置、規模の検討段階のイメージ

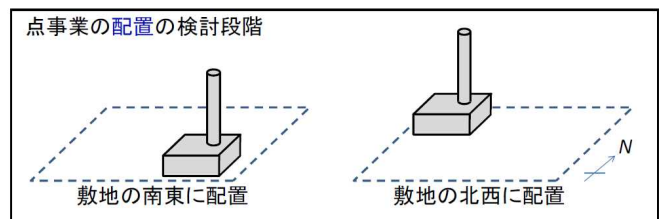


図 1-4 点事業における配置の検討段階のイメージ

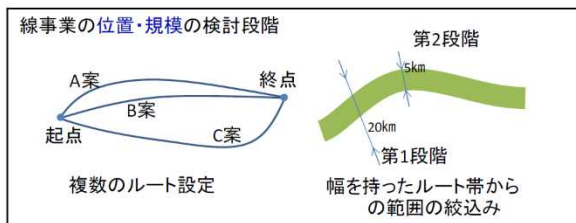


図 1-2 線事業における位置・規模の検討段階のイメージ

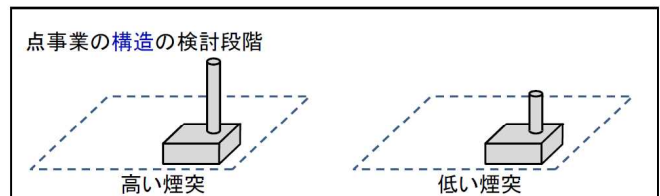


図 1-5 点事業における構造の検討段階のイメージ

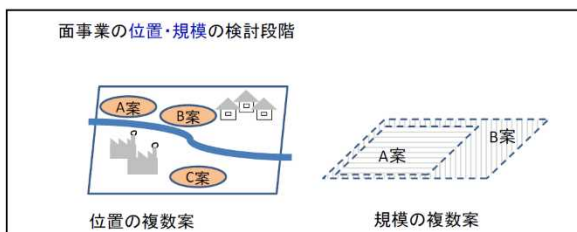


図 1-3 面事業における位置、規模の検討段階のイメージ

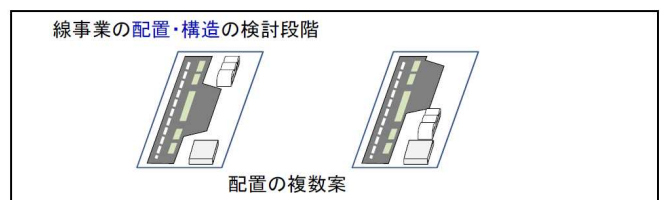


図 1-6 線事業における配置・構造の検討段階のイメージ

出典：計画段階配慮手続に係る技術ガイド